

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

宮崎県木材協同組合連合会
平成24年12月1日作成
平成24年12月1日公表
平成31年4月1日改正
令和元年7月1日改正
令和7年9月1日改正

第一 目的

本実施要領は、宮崎県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）が平成24年12月1日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領（以下「実施要領」という。）」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電利用ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする事業者は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限るものとする。
 - ① 行政機関から、別表第1に掲げる規定に関する法令違反や造林・保育・伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
 - ② 事業体の経営者等（個人にあつてはその者、法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下「経営者等」という。）が、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び宮崎県立自然公園条例（昭和36年条例第12号）（以下「森林法等」という。）違反の容疑により公訴を提起された日から1年を経過していない場合
 - ③ 森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により、事業体の代表経営者等（個人にあつてはその者、法人にあつては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）以下「代表経営者等」という。）が、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から1年を経過していない場合
 - ④ 第十の一第1項③から⑤の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過していない場合
 - ⑤ 第十の二第1項①から⑤の規定により認定の停止を受けている場合（第十の二第4項に規定する期間も含む）
 - ⑥ 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合
- 3 本実施要領に基づく認定は、原則として当団体の会員（賛助会員を含む。）及び会員の構成員を

対象とし、その他の事業者については必要に応じて認定の対象とする。

- 4 前項の認定期間は、3年間とする。但し、認定を受けた日から最初の3月31日までの期間は、1年間とみなす。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1のアで定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（以下「認定申請書」という。）」を当団体へ提出しなければならない。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含まない場合の申請書は、別記1のア(1)、含む場合は、別記1のア(2)とする。

- 2 認定申請者は、前項の認定申請書に別記1-1で定める当団体が行政機関等から認定申請者の情報を取得すること等の「同意書」及び別記1-2で定める宮崎県知事が当団体に認定申請者の情報を提供することの「同意書」、並びに別添1-1の「分別管理及び書類管理方針書」又は別添1-2の「分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書」を当団体へ提出しなければならない。

なお、別記1-2については、当団体を通じて宮崎県に提出するものとする。

- 3 認定手数料は、50,000円（当団体木製材登録者名簿登載者は20,000円）とし、認定申請書とともに当団体に納入するものとする。
- 4 前項の認定手数料は、不認可となった場合、申請者に返還するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、「審査委員会」を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された認定申請書の内容について、ガイドラインの趣旨及び第五に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。
- 3 当団体は、認定を否決した場合は申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスと、それ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（別記4「発電利用に供する木質バイオマスの証明書」（写し）を含む。）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な管理場所を有していること。

また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は、第四で定める審査委員会の審議を経て認定が適当と判断するときは、認定事業者に対して別記2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 認定事業者は、認定書の受領後、第三第1項に基づき提出した「認定申請書」の記載事項に変更が生じた場合は、別記3で定める「事業者認定書記載事項変更届」を届け出るものとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し出荷先へ引き渡すものとする。
GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 別途証明書を作成する場合の証明書の様式例は、別記4とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記5で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材の取扱実績報告書」により、前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

また、当団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて改善を指導する。

第十の一 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、認定の取消（以下「認定の取消等」という。）を行うことができるものとする。
 - ① 認定事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請（別記6）があった場合。
 - ③ 認定の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
 - ④ 認定事業者が暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合。

- ⑤ 認定停止期間中にもかかわらず、第十の二に該当する行為を再三繰り返すなど、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた場合。
- 2 認定事業者は、前項④に該当するに至った場合は、遅滞なく当団体に報告するものとする。
- 3 当団体は、認定を取り消したときは、別記7で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十の二 認定事業者の停止

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、認定の停止を行う事ができるものとする。
 - ① 認定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、別表第1に掲げる規定に関して、行政処分を受けた、又は行政機関から文書による指導を2回以上（同一森林における同一時期かつ同一行為によるものを1回と数える。）受けた場合。
 - ② 認定の有効期間中に、認定事業者が、行政機関から別表第1に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合。
 - ③ 認定の有効期間中に、事業体の経営者等が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例違反の容疑により公訴を提起された場合。
 - ④ 認定の有効期間中に事業体の代表経営者等が、森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告された場合。
 - ⑤ 認定の有効期間中に、次に掲げる行為のうち、当団体から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを1回と数える。）受けた場合。
 - ア 認定事業者が発行する証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があった場合。
 - イ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなった場合。
 - ウ 認定事業者が第八に規定する報告を怠った場合、並びに第九に規定する誠実な対応が得られなかった場合。
 - エ その他、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた場合。
- 2 認定事業者は、前項①から④に該当するに至った場合は、遅滞なく、当団体に報告するものとする。
- 3 第1項の規定による認定停止の期間については、別表第2の各号に掲げる措置要件に該当する事由の性質及び内容を勘案の上、同表各号に定める期間の範囲内で決定するものとする。

なお、認定事業者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ認定停止期間の短期及び長期とする。
- 4 前項の規定による認定停止期間の終期が、当該事業体における認定有効期間の終期を超過する場合は、その超過期間も認定停止の期間に含めるものとする。
- 5 当団体は、認定の停止を行ったときは、別記7-1で定める「認定事業者の認定停止通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十の三 関係機関への通知および公表

当団体は、認定事業者の認定の取消し及び認定の停止を行った際は、宮崎県森林組合連合、宮崎県造林素材生産事業協同組合及び宮崎県（以下、「関係機関」という。）へ別記7-2により速や

かに通知するとともに、当団体のホームページ等に公表することができるものとする。

第十一 事業者認定の継続

- 1 認定事業者は、第二第4項で定める認定期間を更新しようとするときは、認定期間が終了する30日前までに、別記1のイで定める「認定申請書（継続）」を当団体へ提出しなければならない。
なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含まない場合の申請書は、別記1のイ(1)、含む場合は、別記1のイ(2)とする。
- 2 認定申請者は、前項の認定申請書（継続）に第三第2項に定める書類（別記1－1，別記1－2、別添1）を添付して当団体へ提出しなければならない。
- 3 前項の認定手数料は、第三第3項及び第4項を準用する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この実施要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 4 この実施要領は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1 第二、第十の二関係

別表第2 第十の二関係

別記1のア(1) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

別記1のア(2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（GHG）

別記1のイ(1) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

別記1のイ(2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）（GHG）

別記1－1 同意書（当団体あて）

別記1－2 同意書（宮崎県知事あて）

別添1－1 分別管理及び書類管理方針書

別添1－2 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

別記2 発電利用に供する木質バイオマスの供給事業者認定書

別記3 事業者認定書記載事項変更届

別記4 発電利用に供する木質バイオマスの証明書

別記5 発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材の取扱実績報告書

別記6 認定事業者の認定取消申請書

別記7 認定事業者の認定取消通知書

別記7－1 認定事業者の認定停止通知書

別記7－2 認定事業者の認定取消（認定停止）通知書

別表第 1（第二、第十の二関係）

（森林法等の規定）

- （1）森林法第 10 条の 2（開発行為の許可）
- （2）森林法第 10 条の 8（伐採及び伐採後の造林の届出等）
- （3）森林法第 10 条の 9（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
- （4）森林法第 10 条の 10（施業の勧告等）
- （5）森林法第 15 条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
- （6）森林法第 34 条第 1 項（保安林における立木伐採許可）
- （7）森林法第 34 条第 2 項（保安林における作業許可）
- （8）森林法第 34 条第 6 項（保安林における許可条件）
- （9）森林法第 34 条の 2（保安林における択伐の届出等）
- （10）森林法第 34 条の 3（保安林における間伐の届出等）
- （11）森林法第 34 条の 4（保安林における植栽の義務）
- （12）自然公園法第 20 条第 3 項第 2 号から第 4 号及び第 10 号（特別地域における木竹の伐採等）
- （13）自然公園法第 21 条第 3 項第 1 号から第 3 号（特別保護地区における木竹の伐採等）
- （14）宮崎県立自然公園条例第 18 条第 4 項第 2 号から第 4 号及び第 9 号（特別地域における木竹の伐採等）

別表第 2（第十の二関係）

措置要件

事業者認定の停止	停止期間
① 認定の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、別表第 1 に掲げる規定に関して、行政処分を受けた、又は行政機関から文書による指導を 2 回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを 1 回と数える。）を受けた場合	処分を決定した日から 1 か月以上 6 か月以内
② 認定の有効期間中に、認定事業者が、行政機関から、別表 1 に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合	処分を決定した日から各行政機関が決定した期間
③ 認定の有効期間中に、事業体の経営者等が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例違反の容疑により公訴を提起された場合	処分を決定した日から 2 か月以上 12 か月以内
④ 認定の有効期間中に、事業体の代表経営者等が、森林施業に関して森林法等を除く法令等の規定により、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告された場合	処分を決定した日から 1 か月以上 9 か月以内
⑤ 認定の有効期間中に、次に掲げる行為のうち、当団体からの文書による指導を 2 回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを 1 回と数える。）を受けた場合 ア 認定事業者が発行する証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があった イ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなった ウ 認定事業者が第八に規定する報告を怠った、並びに第九に規定する誠実な対応が得られなかった エ その他、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められた	処分を決定した日から 1 か月以上 6 か月以内